

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制及び進行管理

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・関係団体・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

1 推進体制

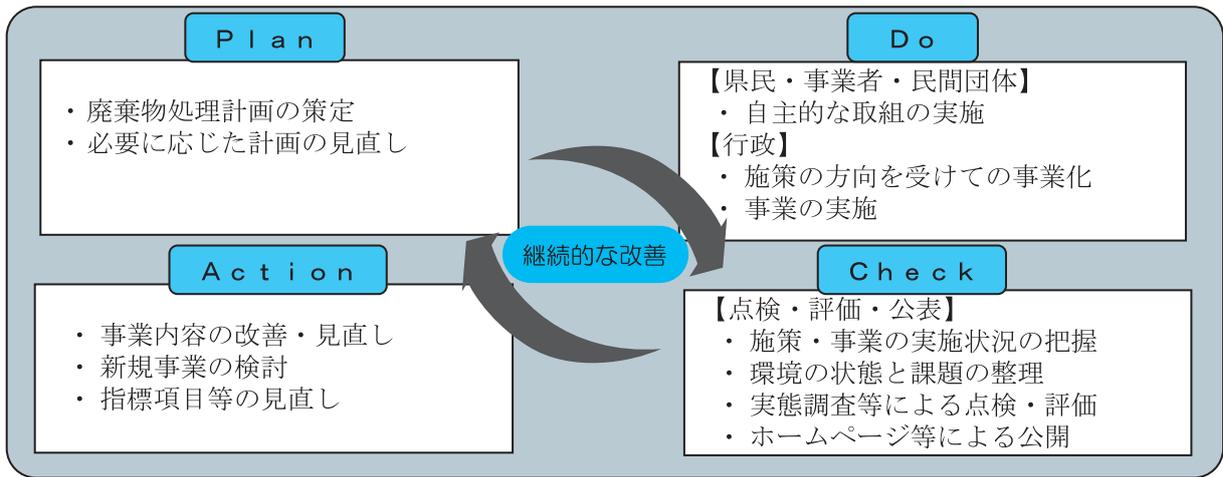
- 一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町における施策の進捗状況を共有し、市町と協議・調整を図り、計画を推進します。
- 産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である一般社団法人広島県資源循環協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。
- 県民、「ひろしま地球環境フォーラム」、「広島県地球温暖化防止活動推進センター⁴¹」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。
- 計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「広島県地球環境対策推進会議⁴²」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

2 進行管理

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げられた基本理念、それに基づく三つの視点を基に、総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。
- このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定 (Plan) ⇒事業の実施 (Do) ⇒事業の実施状況の点検・評価 (Check) ⇒事業内容等の改善・見直し等 (Action) という一連の手續に沿って行います。

41 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（一財）広島県環境保健協会を指定している。

42 広島県地球環境対策推進会議：本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した総括官（環境）をトップとする庁内組織のこと。



- 廃棄物の減量化等の目標（法定目標）については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。

（法定目標）

| 区 分 | 項 目 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R 7年度) |
|-------|-----------|---------------------------|---------------|
| 一般廃棄物 | 排出量 | 92.9万 t | 89.1万 t以下 |
| | (1人1日当たり) | 896g | 874g以下 |
| | 再生利用量 | 29.6万 t (排出量に対し31.8%) | 排出量に対し32.5%以上 |
| | 最終処分量 | 11.8万 t (排出量に対し12.7%) | 排出量に対し12.2%以下 |
| 産業廃棄物 | 排出量 | 1,465万 t | 1,453万 t以下 |
| | 再生利用量 | 1,097万 t (排出量に対し74.9%) | 排出量に対し75.5%以上 |
| | 最終処分量 | 34万 t (排出量に対し2.3%) | 排出量に対し1.9%以下 |

- 一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、法定目標の達成の状況を把握し、県内市町と排出量等の動向の原因分析等を協議し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。
- 産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査及び毎年実施する補完調査により、法定目標の達成の状況を把握し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。
- また、計画の進捗状況を確認するため、主な施策について、次のような補助的な指標を定めており、毎年、施策の実施状況を把握するため、補助的な指標の状況を確認し、進捗状況に応じ、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

【補助指標】モニタリング指標（KPI）一覧

| 1 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり | | |
|--|---------------------------------|------------------------|
| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
| 多量排出事業者からの排出量（500トン以上） | 586万t（H30） | 580万t（R7） |
| 組成分析をしている市町数 | 1自治体（R1） | 14自治体（R7） |
| 店頭回収量（プラスチック類） | 561t（R1） | 720t（R7） |
| がれき類の再生利用率 | 90.2%（H30） | 94.2%（R7） |
| 廃プラスチック類の再生利用率 | 64.3%（H30） | 76.4%（R7） |
| AIロボットやドローン等のデジタル技術を活用して資源循環分野の課題解決に取り組んでいるプロジェクト数 | —（H30） | 10件（R7） |
| 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績（再生砕石） | 69千m ³ （H27～R1平均） | 76千m ³ （R7） |
| 熱回収施設数（一般廃棄物） | 9施設（H30） | 13施設（R7） |

| 2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり | | |
|---------------------------------|--------------------|------------|
| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
| 電子マニフェスト普及率 | 51.5%（H30） | 80%（R7） |
| 産業廃棄物の不法投棄件数（10t以上） | 2.6件 （H27～R1平均） | 2件（R7） |
| 最終処分場の埋立残余年数（一般廃棄物） | 12年（H30） | 15年（R7） |
| 最終処分場の埋立残余年数（産業廃棄物） | 8.4年（H30） | 10年（R7） |
| 市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定 | 12自治体（R1） | 23自治体（R3）* |
| 3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物 | 8.4t（R1） | 7.9t（R7） |
| 汚水処理人口普及率 | 88.8%（R1） | 92.8%（R8） |

* R4以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直しを実施

| 3 資源循環サイクルの基盤となる人づくり・仕組みづくり | | |
|---|-----------|----------|
| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
| 環境保全活動に取り組んでいる県民の割合 | 59.9%（R2） | 65%（R5） |
| 優良認定事業者数 | 247件（R1） | 500件（R7） |
| ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合 | 29.7%（R1） | 75%（R7） |

■ 第2節 各主体の役割

1 共通の役割

環境や社会に配慮した廃棄物処理を推進するため、SDGsの目標「12つくる責任・つかう責任」について、県民、事業者、各種団体などの多様なステークホルダーが理解し、自主的に廃棄物の発生抑制やリサイクルの取組を実践する必要があります。

2 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- 食品ロスの削減や計画的な買物などごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守、店頭回収の利用などリサイクルシステムへの協力
- 海岸漂着ごみ清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加
- 食品包装などのワンウェイプラスチック製品の使用削減と代替品の積極的な使用

3 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任⁴³を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の排出抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 新製品・新素材の普及に伴うリサイクル困難物に対応したリサイクル技術の開発、長寿命製品、詰替え型製品の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用、廃棄物の減量化や再生利用の推進
- 電子マニフェストへの加入等による廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底

43 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられる。

4 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- AI/IoTなどのデジタル技術を活用した廃棄物の減量化・再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

5 関係団体の役割

NPO等の関係団体は循環型社会の実現の上で、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割があることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組を推進する必要があります。

- 環境保全活動の推進
- SDGsの認知向上に貢献する環境教育・環境学習の推進

6 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講ずる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民へのごみ減量化等の取組の普及啓発と支援
- 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進
- 災害廃棄物処理体制の強化
- 海洋ごみ回収・処理、発生抑制対策に係る関係者との連携・協力
- 不法投棄防止対策の実施
- SDGsの認知向上に貢献する環境関連情報（環境学習・環境教育）の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

7 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策を講じるとともに、県民・排出事業者・廃棄物処理業者・関係団体及び市町と連携して、次のような取組を進めていきます。

- 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の促進
- AI/IoTなどのデジタル技術を活用した廃棄物の適正処理の推進強化
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による安定的な処理体制の確保
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 広域的な海洋ごみ回収・処理、発生抑制対策の推進
- デジタル技術を活用した不法投棄防止対策の推進強化
- 環境学習・環境教育の推進
- SDGsの認知向上に貢献する環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

